官孝義録　巻一

山城　大和
河内　和泉
攝津

ロ 9
1596
1

孝義録凡例

一 此書ハ寛政元年に命せられて御料私領の
善行ある者を書上しめ國郡姓名褒美乃
年月を書記し餘褒美なきも國郡姓名
をしるして世に傳へ見る人興起するの心
あらハ風化乃一助ともなりなんとて其の
中に殊に勝れたる者ハこれか傳をそへて
書つらね餘の姓名のみハ圖を加へてそれ
〳〵の目ハ孝行者忠義者忠孝者貞節者兄
弟睦者家内睦者一族睦者風俗宜者潔白

一 耆寿特者農業出精の類ひあり

一 孝ハ人の重しとする所なれは他の善行多しといへとも孝行をもて類とし婦ハ孝を貞とし數行ありし人ハ其行ひの重なる方にて名付く孝子は忠を兼るとも又是に同し

一 國ことに人其郷里の善行ある者を見ならはしめんことのたやすからんかため御料私領の地の雑りあるに拘らす國をもて其道をわかつ城下乃分ハ某の城下と記して郡名を除く城下にあらさる分ハ郡名をあらはせり城下郡中とも小名住所の地名をあらはし一家ハもとより一村一町といへとも一事に出るハ初一人に地名をあらはし次ハ同所とあらはす同時に褒美ありしも善行狀わかれるものハ人ことに地名年號を記せり

一 國々をわかつる中に御料を先にして私領を後にし私領の給知あるは給知といへとも領主より褒美せしものハ領主の中に加ふ領主ハ當國の城主をさきとし他國の城主を後とす城主にあらさるも

陳屋ある所をもて役勤めは其者に
かはりし領地の多かるにより領地なしにさ
きるものハ其の新古によりて序をなす書上
し後に但書改名ありといへども初の名を記し
兼記し元の領主の褒美をもしるし今の領
より書上するハ家をとりの領主の名をとある
し年の次第を立ることは舊きを先とし
新しきを後とす支配領主のあらたまる毎
に古きに分りて書る又其度褒美の者
を先の年によりて次第を定む但もし然

一　私領にて賞美にあづかりし後御料となりて
御褒美ありしハ後の年にしたがひその支配所
御領地となりても其つのさたむる所のまゝ
褒美せしハ御の字を加へず

一　傳文の中に今年とかきあるハ褒美せし
達をいひ其年より幾年前とかきあるハ褒美
せし年よりかぞへ

一　百姓町人又ハ寺僧のつとめる者其年に人を
救へる類ひ多しといへども著きて後に出て其
甲斐の医者の類其業を勤め又ハ高年

によりて褒美ありしハ志あるけると書とゞめしなり
かゝる善業以下の者ハ志るし徒以上の者ハ記さず

一　親の敵討ハ非常のことなれバ附録に志るせり

一　江戸の市中の者のうちに君父の急を救ひ
からめ手足の指をきりハ川をわたる淀楼と
して所へ出し者ありて恩をあつしみて一
村の褒賞ありといへども人ならべとなすべき
事なければ省きて記さず

一　非人穢多の類ハ一列を亟なして国の末
なり記して良民にならぶの

一　傳文ハみる人の通し安からんかため俗語をま
じへ又或ハ国ゝの方言にて其まゝに詞あり
又ハその風俗にて文字の書き違ひかまへる
をもまゝと皆書とゞめしまゝにしるして改めと

一　人名年齢地名又ハ褒美ありし年月日
詳ならざるものハ何ぞ書写の間にかへるもあ
事ハやむことなき後に書補はんが為
ちかしく方圍をを加へおくものなり

孝義録惣目

巻之一
山城國　大和國　河内國
和泉國　攝津國

巻之二
伊賀國　伊勢國

巻之三
尾張國　參河國　遠江國

卷之四　駿河國　甲斐國　伊豆國
　　　　相模國
卷之五　武蔵國上
卷之六　武蔵國中
卷之七
卷之八　武蔵國下　上総國　下総國
卷之九　常陸國
卷之十　近江國　美濃國
卷之十一　信濃國

巻之十二　上野國　下野國
巻之十三　陸奥國一
巻之十四　陸奥國二
巻之十五　陸奥國三

巻之十六　陸奥國四
巻之十七　陸奥國五
巻之十八　陸奥國六
巻之十九　陸奥國七

陸奥國 八

卷之二十

陸奥國 九

卷之二十一

陸奥國 十

卷之二十二

陸奥國 十一

卷之二十三

陸奥國 十二

卷之二十四

陸奥國 十三

卷之二十五

出羽國

卷之二十六

若挟國

卷之二十七

越前國　加賀國　能登國
越中國
卷之二十八
越後國上
卷之二十九
越後國下　佐渡國
卷之三十
丹波國　丹後國　但馬國

因幡國
卷之三十一
伯耆國　出雲國　石見國
隠岐國
卷之三十二
播磨國
卷之三十三
美作國

卷之三十四　備前國

卷之三十五　備中國

卷之三十六　備後國

卷之三十七　安藝國上

卷之三十八　安藝國下　周防國　長門國

卷之三十九　紀伊國　淡路國　阿波國

卷之四十　讃岐國

卷之四十一　伊豫國上

卷之四十二
伊豫國 下　土佐國
卷之四十三
筑前國 上
卷之四十四
筑前國 下
卷之四十五
筑後國　豊前國

卷之四十六
豊後國
卷之四十七
肥前國
卷之四十八
肥後國 上
卷之四十九
肥後國 下

巻之五十 日向國 大隅國 薩摩國
壹岐國 對馬國

附録

ナシ ナシ ナシ ナシ

孝義録巻之一

山城國

○孝行者 京都町奉行支配下 新町通下長者町下ル元頂妙寺町 町人備前屋仮赤尾屋 清七 十八歳 寛政三年 御褒美

奇特者 同支配所 室町上柳原町 先年寄笹屋 利才 五十五歳 寛政三年 御誉

○奇特者 同支配所 新町通二條下町 年寄山形屋 広云濤 四十七歳 寛保二年 褒美

孝行者 稲葉丹後守領分 久世郡市田村 百姓 太云濤 三十八歳 宝暦元年 褒美

農業出精 同領 久世郡林村 百姓源之丞父 宗圓 八十歳 明和三年 褒美

孝行者 同領 久世郡林村 百姓 茂八 四十二歳 明和四年 褒美

孝行者　同領　久世郡佐古村　百姓　忠三郎　四十四歳　明和五年　褒美

忠義者　同領　淀城下下津町　町人六右衛門下男　佐兵衛　三十四歳　安永四年　褒美

奇特者　同領　淀城下納所町　年寄　九兵衛　三十九歳　天明七年　褒美

奇特者　同領　淀城下納所町　年寄　七郎兵衛　六十四歳　天明七年　褒美

孝行者　同領　淀城下納所町　町人金三郎娘　ふさ　十六歳　寛政二年　褒美

貞節者　木村宗右衛門知行所　乙訓郡勝龍寺村　百姓武右衛門妻　いさ　三十歳　寛政二年　褒美

奇特者　枝尾山西明寺領　葛野郡中川村　百姓　伊右衛門　六十二歳　天明八年　誉

孝行者清七

清七ハ京都新町通下長者町を下ル元頂妙寺町の借屋よすめり母ハさよ名を駒といふ九歳乃時母の清るといふもの世話をつまて赤尾屋清七よ嫁せしより継父実母ふよくはたらくしに継父病に臥て世わたりさへもなしかたけれハ初さ身にて昼夜しらすよく抱し醫者をもとめてよく服薬せさせいさゝか商をなせとも継父の好める物ハもとめてすゝめ病のいえんことを佛神まいりすなく心をはくしうり天明八年大火の時も継父をすみやかにわさせひきさけ親しき

ものを教ミちく備完せしかハかゝる者なれハ人〻のあハ
れミをうけ野菜なとあきなひてやうく世を
わたりけるか父ハ寛政元年七月病にて今ハのき
はミ弱者の年若きを身にしみて書ひくれ
しことハ言葉にものへかりしといひくらせける
其ま後家を清七しあらそひ家業署をいとしみ
呈茶をわつかの元手に己か業をたすけ母と弟をやしなひ
まさきまひあしきは母にも清みよく紀さ富
ひあしハきかも商の利あまたハなく若て脱なし
外まて孫しき界文ハ味よ細をとみまちハ助なる

持ツへまて是をたらめ世の法孫の珍義ふしくそ
奇かましき事なく瞋あまたハ謹をとうのひかたに
も小歌浄瑠璃なとかうのへかしさ娘なとハむたまむ
事なりし母をいく佛ふ傍ゆる事のみをするめます
ゆし親子はふ母わけを教へかれハ同三年井上美
濃守前に下野守町奉行なりし時当人あまりし
にそれ月御褒美ありて銀そこなくそ
なり

奇特者庄兵衛

庄兵衛ハ京都新町通二條を下る町の年寄なりし家

岩を山形屋といふ寛保元年三月十一日の夜庄兵衛か
住る地の場なりし二條通りより新町を東へ入町升屋
長右衛門か家より火おこりけるに庄兵衛をのか家
をもかへりみすて町のうちをかけめくりて火事
あるよしをふれまはりけれは火消の者
もはせ来りけるに水の手よくかゝりしかれは忽にうちけし
ぬさりしかは是迄庄兵衛か力のいたすところなりと
て町のうちの者相はかりて銀三枚を贈りけり
庄兵衛はいへらくかゝる事は年寄役のうへにて勤むる所
なれは此度謝礼をもうけましくといひて又ま

あやまちなとあらん時かまへて謝禮をうくへからすと
かならすとせしなさきこゝえんにて後の年寄役の
ものゝ益として屋敷へさしもとしかへし来く
のためとはかりてはおそろしの謝礼をうけ
さるよしを称し文間し町年住る升屋長右衛門か火元
なりける屋敷四軒のうち二軒を百足屋德兵衛といふ
ものの買得て手形ならてあつたむしかすへて家一軒
もつさて何程といふ役のさためあまたは二軒共
おもて口をならしに一丈八寸なるへきとてつかく
いひしを庄兵衛かあやかりかく事なくすへし

かも七左衛門より肴なと贈りけるをうけとて同し年
庄左衛門年寄役かはりしかは時名主になりぬへしと命
三年かはりて猶とゝめよかしと町のうちの者共こそり
こふといひけるにさる役の定まりハ銀三枚を給り
ぬるに年久しく雇ける番の者共の時にあたへ
たまはりしも是をとらせて役屋作らせけり町の奇特
の者なりとて同二年馬場讃岐守三井下総守町
奉行なりし時鳥目そこはくあたへて賞せり

○

大和國

奇特者　御代官支配所　宇陀郡小附村　大庄屋　庄右衛門　歳不知　享保六年御褒美

孝行者　藤堂和泉守領分　宇陀郡拾生村　年寄　平三郎　五十四歳　宝暦四年御褒美

奇特者　植村出羽守領所　葛上郡東佐味村　組頭　落合平左衛門　五十一歳　天明二年御褒美

奇特者　同所　平左衛門忰組頭　落合儀助　三十六歳　寛政七年御褒美

奇特者　同領分　式上郡初瀬村森町　庄屋　利右衛門　四十五歳　寛政七年御褒美

孝行者　織田豊前守領所　宇陀郡菱野村　百姓　彦左衛門　四十六歳　天明三年御褒美

奇特者　同領所　山辺郡仏山村　庄屋　源八　六十七歳　寛政元年御褒美

奇特者　清水殿領分　山邊郡西井戸堂村　百姓　武兵衛　七十六歳　寛政六年褒美

奇特者　同領　同所　武兵衛悴　兵吉　四十一歳　同時褒美

奇特者　同領　同所　同甥　若太郎　四十八歳　同時褒美

奇特者　松平甲斐守領分　平群郡壱分村　百姓　三右衛門　歳不知　元文二年褒美

孝行者　同領　廣瀬郡大塲村　百姓若七娘　もさ　歳不知　寛保三年褒美

奇特者　同領　郡山城下本町　町人借屋伝蝋燭屋　安兵衛　歳不知　宝暦三年褒美

孝行者　同領　平群郡椣原村　百姓　彦九郎　三十六歳　宝暦五年褒美

孝行者　同領　同所　彦九郎妻　こさよ　二十一歳　同時褒美

○

忠義者　同領　郡山城下藺町　町人壺屋忠兵衛下男　庄六　歳不知　宝暦十三年褒美

孝行者　同領　添下郡野垣内村　百姓市兵衛悴　庄兵衛　歳不知　安永元年褒美

孝行者　同領　平群郡菜畑村　百姓　忠右衛門　死後　安永二年褒美

孝行者　同領　葛下郡下田村　百姓　長六　三十八歳　安永四年褒美

奇特者　同領　葛下郡中筋村　百姓若兵衛兄　若七　五十歳　安永五年褒美

奇特者　同領　郡山城下柳町五町目　町人竹屋　源六　四十三歳　安永五年褒美

孝行者　同領　葛下郡南今市村　百姓　次郎兵衛　四十三歳　安永八年褒美

孝行者　同領　同所　次郎兵衛姉　たけ　四十七歳　同時褒美

○

孝行者　同領　葛下郡平野村　百姓　九平次　廿三歳　安永八年褒美

孝行者　同所　九平次妻　名不知　五十一歳　同時褒美

孝行者　同領　添下郡新村　百姓清六忰　源六　二十一歳　安永八年褒美

孝行者　同所　同　冨松　十七歳　同時褒美

孝行者　同所　同娘尼　貞讃　二十四歳　同時褒美

孝行者　同領　郡山城下新町　町人備屋伝後慶屋半六忰　半次郎　二十七歳　天明二年褒美

奇特者　同領　添下郡三碓村　百姓　利右衛門　六十九歳　天明五年褒美

孝行者　同領　郡山城下東岡町　町人ぬじや三八娘　むさ　歳不知　天明七年褒美

○

孝行者　同領　添下郡三碓村　百姓新右衛門妻　ちや　三十六歳　天明七年褒美

孝行者　同領　添下郡菅原村　百姓長四郎忰　孫次郎　三十三歳　天明七年褒美

孝行者　同領　郡山城下奈良口町　町人錦屋亀次郎忰　宇八　十四歳　天明七年褒美

孝行者　同所　同　茂吉　十一歳　同時褒美

孝行者　同領　添下郡小泉田村　百姓源八忰　三之助　十三歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　郡山城下奈良町　町人　清蔵　十四歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　郡山城下柳町　町人紐屋　三郎兵衛　五十七歳　寛政三年褒美

孝行者　植村出羽守領分　高市郡観音寺村　百姓太兵衛後家娘　小ゆり　四十五歳　天明七年褒美

○

孝行者	同領 同所	同	くこ	三十四歳	同時褒美
孝行者	片桐主膳正領分 添下郡筒井村	無田百姓	彦三郎	四十六歳	安永六年褒美
奇特者	同領 添下郡筒井村	無田百姓	平次郎	三十七歳	安永六年褒美
孝行者	同領 添下郡小泉村	百姓	傳次郎	三十一歳	安永六年褒美
孝行者	同領 添下郡小林村	百姓	権太夫	四十二歳	安永六年褒美
忠義者	同領 添下郡西村	百姓喜六下男	武助	六十八歳	安永六年褒美
孝行者	織田豊前守領分 山辺郡勾田村	百姓	十五郎	四十二歳	天明元年褒美
孝行者	藤堂和泉守領分 添上郡北椿尾村	百姓助七郎娘	ちよ	三十四歳	宝暦六年褒美

孝行者	同領 十市郡池之内村	百姓	平八	三十七歳	安永元年褒美
孝行者	同領 同所	平八妻	さく	三十歳	同時褒美
孝行者	同領 添上郡田原郷和田村	百姓彦四郎娘	もよ	十一歳	安永四年褒美
孝行者	同領 添上郡古市村	無田百姓五郎助娘	ぬさ	二十六歳	安永七年褒美
孝行者	同領 同所	同	いせ	二十四歳	同時褒美
奇特者	同領 山辺郡切幡村	庄屋	清五郎	四十九歳	天明五年褒美
孝行者	同領 山辺郡岩屋ヶ谷村	百姓	孫七	四十六歳	天明六年褒美
孝行者	同領 十市郡桜井村	無田百姓彦助悴	喜太郎	四十五歳	寛政二年褒美

○孝行者 同領 添上郡矢田原村 百姓 伊三郎 四十七歳 寛政三年褒美

孝行者 藤堂庚千世領分 添上郡和爾村 百姓 善兵衛 十七歳 明和五年褒美

孝行者 織田式部知行所 宇陀郡西谷村 百姓 徳右衛門 五十九歳 寛政六年褒美

孝行者 同知行所 宇陀郡長峯村 百姓弥助妻 また 三十五歳 寛政七年褒美

孝行者 興福寺領 添上郡木辻村中町 町人鞘師 幸助 二十九歳 寛政元年褒美

孝行者 同寺領 同所 幸助弟 長四郎 二十一歳 同時褒美

孝行者 織田若狭守領分 山辺郡勾田村 穢多 金七 四十二歳 寛政二年褒美

孝行者平三郎

平三郎ハ宇陀郡拾生村の年寄百姓なり父を仁右衛門
といふ若きより農事に力を尽し郷の事にくはしく
親の心をやすめけるその妻も又夫に従ひ朝夕の孝
養をこたる事なし父仁右衛門も生まれつき正直に
して律義なる者なれハ父子の仲睦しく佛神を
信し村の者共もよき人と称せしまゝ先年より給
まて身持よくして平三郎夫婦の者の孝行をよ
ろこひ母も常に緩やかなる事をたのしみにて八年
ことに霊踊をもすきさあそひの子ともをともなひて

我庭に踊らせなどの遊に夫婦もうちまじりて父
の心を楽ましむ常に物のいひに父母のいひ付
をそむきし事なし又ハ病ある時ハつれづれの業にて
枝折などして書をよみ或ハ親に法の事をつげさせ
うしき人ありときけハ請じよせて語らせていさめ
親の心にかなふ様にしてそこの法をきかしむ其様を見て
仁右衛門外に出るときハ夫婦共に立いで見送り
見えなくなり帰る時も迎ひに出ることを又かくのごとし
平三郎男女などもゆめゆめ法の者なる迄夫婦を
みならひ仁右衛門が心をやすめさせ合事する

日ハまけく心をつくしぬ母ハ二十年あまりにして終に世を
さりぬしかれども父の悲をなぐさめむとてまめに老たるうへ
をとめしなどき例にまかせてつかへ何事にも心を遣たる
人の心にさからはぬやうによく慰めせしかバ常にかなふ物
なくハ父なからん後ハ母ともおもひなしまゐらせんとなげき
ふくめしかたらひけるにや嫁も悲しとなぐさめ
又平三郎子をもうしなひし時父仁右衛門も平三郎が
なげきをなげかんを思ひやりて心をも
なぐさめてつかふかなしさを見ひらうなどうた
ひて父が力をおとしぬる二年ばかりさきに父母のこの

くゐらんと木ふてく割て箱ニ入おきて一夜ふくも外ニ
出ときるる時ハその箱を肩にかけ出さてみつからもちくふ
ときハ艱て箱より出る盃さら脇具よりも出さくもとへて
乃物をワかち与えつ夜ハちいさき蚊帳をはりて老国
寝させてあふきハ内かのまわり耕も田畑ともに出るさの不
年あるときハ一とせに二度か乃箱を恙りにかけて
その形をとめたる箱のふさきを開きて年乃おもりを
ひ乃事なく老もひとりまふし家にありてハよせ
ふし母の像を見るに食をそなへまつりて食後にハちいさ
き紙幟草をいたはりもおまさハその日もありまし

いゆをかたらく物語しける孝行ハささけにもなかし
年寄ぶもあまたは村乃事ちかきまで年寄のする
につきていさゝかも道なかるぬ事なく親族よりもつ
きくめしちかふ男女まても情深く家も富さまし
いまたまた年にて火乃いましめをとめまもす夜ちよ
とつさく竈乃灰に水そゝきおこしける又ちかき
貢事を葉とさきまたハ桐きらふ箱まで一把を箱ニ入
て神棚乃おにそなけていまさ川かゝるまでは
うま乃庄屋年寄なとハ人の若貧ハ磨に年おなや
まの地をあつかりて貢よりおさむる伊勢あん吉

市の役所に訴へて其行状を乃下しかハ藤堂和泉守
殿よりあつく(?)同しき八月銀をくたし賜りき

忠義者庄六

庄六ハ添上郡京終村庄左衛門か子にして郡山の城
下藺町の町人要屋忠兵衛か下男也寛延元年より十
年をかきりて忠兵衛か家に仕へしに忠兵衛眼を
やみて黒白をもわかたす(?)子供あまたありて家
貧しく朝夕のけふりもたえんとしけるをいたミて
庄六ハ主の身の上によりて昼ハ紙漉の日雇をなし
夜ハ縄なとなひて(?)只忠兵衛か家のたちゆく(?)

事をのミおもひけれハ人にまさりてはたらき(?)
たとへ(?)のちハ主の家のことをはけミ(?)絹(?)なとを
おりて衣なとも質物となしぬれハ寒き日も袷をきて
過しけれハ(?)又その業によりて二三里へたゝりし
所に日ことに用事あれハ(?)朝ハとく(?)夜ハおそく帰りしに
やとりを出る時よりかへるまてハ常に主の安否をとひ
忠兵衛酒を好めハ給銀を求めて是をとゝのへ
又ハ(?)遠き所にも(?)夜なかにかへりしもあり
年ひさしく(?)したしきものゝ(?)中より其の業を
たすけしかハ(?)人々感して志し

めんかとみへと一夜もかへることハ孫ハさうろうもしおくれと
ことわり申しとゝまりけれはさきて十とせあまりて観乃ちからに
かへらすなきさうの又乃銀錠もなくしてかへらて左衛門かもと
にゆきて去りし季ものこりぬ事ハかへりて清ふまる
南さきをと又乃あまりにて門しくおもふ事ハあまた
乃子ともを人とならしむくいのまこにつくへまかしさとそ
より親もかゝらしてその心に随せて今年宝暦十
三年十月頃をより銭そこはくの賞をあたへたま
ことやその件を六郎かしと云へき志乃かなしとそや
こなたく粹にちかるをもめけるとなり

孝行者小ゆき

孝行者くに

高市郡観音寺村百姓左衛門といふものゝむすめ
男子ハなくて娘ひとりありけるをとらよ家を継へし
むこをとりて妻とらの小耕しけるか左衛門年ころ目を
あしをいたはりけるかとつかしらの中風の病を
なんかさ孫て耕をのはさも己乃まかなひす婦乃小
ゆきとともによくつとめて年をかさねしかとハ近
けるかいつも中にもとかまうすして出るさぬかくて
其父の心にかなへる人のありくへくもなしとも

かくても他人のいまだきたらんには老ぬる人の心は
うひあるまゆへしたしく中のよろしきは外によき
世業のならひともにまし後やすく二親をやしなひま
是父のむねのなにもあまりいとてそのちいむことなきまゝ
すてゝもおかぬ母もやまひある身なりけば二人して
かへらずまかいせいなる事なきも清のたくふるほど
九安湯はいかなる同志のともなり家乃内にも立居なる
孫ものならぬ厠まゆくこともかなはぬは妻をそのゝ
てゆかんとするにも小ゆまをなにいのるくみはかりさあつて
ともしまかりて老通をも母もなせしてさることをなし　日毎

まかりしく耕しくさきらよるもしく家にかへりても
倦まするをあまりは茶にてめ物もそめなすらして父
田畑よりまうさぬ昼は郷孫なとも夜はよもすから里人
のいふにはりは夕けをすゝめ母や夫川まゐりては
夢りうみ氣くうりてもあらぬる代をも外に出まてそ
何かくしものつかいもなるまもの家つても少し父のよろこひ
かくふさて後さむきには郷なるよるわりもと火よ小乃を
あたり居くなの袖より卯月の頃まては門をま
しもおほとなし〜室あたりてかにねよ畑時には
履はくり繩をなひなとせしときみとおもひしかとも父の

まはりのはたらき給へハとかくきいおりとて二人乃者ハ勇る
おとなしく母に乃そまゐらせたる縄ハぬかくおさ先に延て
年ことの貢乃料となし川なくうりめる後もその縄をと
まふふるも時ハ父此をおもひ出て涙にむせひける年
おまむしより十一年もちり雨風乃すさやましく卯月の
さしめふるふハ色もりのとを世に久しく田畑ふもまうねまて
此世乃いとまおもひにても行てみまやと父乃いへハ二人
かくあらし背おひ母をもくして田のくろに父の猶か
事させたるのかたるも乃物語なとしおやしゆ此割てやう
乃ものりおて二親ともとてめうろおしし番の後まて

たゆまぬかたらひしかハ父乃年のほとりつもりにし
を天明元年七十九歳にてうせぬのちも香花に
行まて菩提のみちをしめさかくことを志めやらさりしも
あさましき花つゝ母もことし七十九になりぬ父をさき
何とも孫さしにいつきいつきつき衣乃物とてもたら
孫をもひとへの物も母にはきせしとなんいふかくとさん
身をつくし給ひも又西して年その貢物の一
とせもかゝさりしたの事をもちにかくまさて
けまてハ同七年五月領主より銀をたまはせて褒美
せらる

孝行者若玄濤

添上郡和尓村乃百姓若玄濤ハおさなきより貧者ふ
なりて父仁玄濤見くるしき病にかゝり母も眼やミ
ありけるにその身も人よりいかへ方のうら衆ふまなまし
も親をかへりみむ事をすひさむとせしかとも
まうさけまし八膿血乃中に手麻て口の身をとめく
あまくめ者ま食物をとりむかにも膿血のにほく
まつり太ほましあるふあまりはあい川めくをのか
食かしあるひ郡山へ菜賣にゆきとも
あひ年ものハ飯酒などのそらひまましとそ

若玄濤ハ日ころに隣婦さ川をかひ毎一川ハとの中
この扱を受しおひ一川をもらかくまく父り
すゝめしかは郡山の色にわくときけハ父もたの
しひよら居る代見そう帰しかくへのあまも
皆みな感しあへ事仁玄濤が母ハ大坂
り居る事も世をつるゝまさをして仁玄濤
かたくなかるまをしかハなれ木をつらさ病
をしに後ふもあかむこともらうしくてあつし
をよくめまとけ受しあしの明和四年正月よ
うせぬ母乃やまひも日にそひくまりしかも

それ身乃はとめの給銀をもて療養をなせし
かとある目醫師乃廿日か程とも甚すこし仍而
療治せしよろしかりんといふ其その身一銭のた
くわへもなけれハ主乃平次郎にあくふ年の
給銀の半をとらひ廿日限の療治せしかそのちろし
なくて川ゐふ目きゆとおりぬ平次郎もあはれ
かりて銀つくそくをあさへしかと人々はのこ孫て
を同しゐれ母ふしたしひかくしかくて家はかへり
てやしなひしに同七年六月み五十七歳ふて
あうせぬ領主もかまての孝心をこさくなの事を

むとのなしへとゝもなすけのしかくてたとへしけれ
十二月ま吾宗清の身を孫あまくあつく米をあた
へて褒美をなしたまひし

河内國

○孝行者　御代官支配所　讃良郡三箇村　無田百姓　久右衛門　二十五歳　寛政二年　御褒美

○孝行者　同支配所　同所　久右衛門妹　小さん　二十二歳　同時　御褒美

奇特者　同支配所　丹北郡河合村　百姓綿屋　徳兵衛　五十八歳　寛政六年　御褒美

孝行者　松平甲斐守領分　讃良郡中垣内村　百姓椎助倅　新六　歳不知　宝暦元年　褒美

孝行者　同領　同所　同　松之助　歳不知　同時　褒美

○孝行者　大久保加賀守領分　交野郡打上村　百姓　嘉七　四十三歳　明和七年　褒美

孝行者　同領　交野郡渚村　百姓　伊助　二十四歳　明和八年　褒美

孝行者　同領 交野郡茄子作村 百姓 又兵衛 六十六歳 天明五年 褒美

忠義者　秋元但馬守領分 八上郡长曽根村 百姓源左衛門下女 きぬ 年廿七歳 天明六年 褒美

奇特者　市橋下総守領分 交野郡星田村 年寄 萬五郎 年廿八歳 安永八年 褒美

孝行者五右衛門
孝行者小さん

又右衛門ハ讃良郡三箇村にすめる名もなき百姓なり
五右衛門ハとし十一妹小さんハ八歳の時より親の又右衛門と
いふもの瘧労の病にて足腰ともにかなはて乃
まゝしか家貧しくて薬をも求めかねて母も病かち
なれハ弟にて万ハ川舟やとしかせきして今の五右衛門
初きよまて人に雇はれ賃銭をうけて父母を
養ひ妹も側にありて母抱きいたはり安永七年に父
も死し母も打伏して病かちなりしかとも

稼もいまだもとさりしまなかりしを村乃者たすけ
をはなくらくに世を渡りし人の田をも耕して
賃得んとかせぐかせぐに母を養ひし妹乃年ごろ
なりければ聟をいれてよとて家をゆづりて人乃
いふ母老たる母を見すてんことのかなしくて妹も
入たる者なれハ村長又ハ親族乃ものふびんがりて妹
母子ハいと睦じき事なりとて帰りてまたあそびす
へき母世渡りのかなしき所を志らせ後家母乃心のやすき
かくむ事をぞ思ひさのみせざりし家乃側日ハ三
四畝乃畑なりしに母乃好める物をうゑ盛にて天気よ

きたるハ母乃手洗の所へゆくべきためにしばしもはなれず
りたすけて老乃すさびとおもしろむ此地ハ大坂の市
近く浜辺につゞきて綱引船人共の打集ひてあれ
婦女子の多く出て遊びさわぐハおもひそめる者乃そ
ゝろく業なりこそ志らぬが多き中に如此孝行の
いち志るしきにより其の他の百姓のかゞみともなり
一村乃風俗にもならひ侍りしかバ寛政二年九月御代
官竹垣三右衛門によりて名主へしかさんに御褒美
乃銀をあたへられしとなり

孝行者嘉七

嘉七ハ安野郡打上村乃百姓平三郎ヵ弟なり父ハ
同志なる兄も物ぐるはしき病ありけれハ世のいとなみに
すくへ稼て村内乃よのふ清く人等乃助り親の様
嫌をとらひ雨風をいとはしく雷鳴時も涼敷と云とも
走りゆきさまてなかし又体日毎に父を背負ひ
こゝの寺にゆきさはなとしけり宝暦十一年八月父うせ
うち兄乃病も全くなかりけれ母ハ嘉七にいへなきて父ハ
なく姉乃孫ひ兄乃病もいえよきまけれハ別家にもとめる
伯母乃許に来りさて来る孫をもまけかひさあるいハ人を
安かんといひけ親乃あはせそむさなくけまけと兄

ちまもあまくるて其纪をひもなやましくはし
病あるひたまる事もあるハいはせむ母の心もさむ
亦もハ毎日まりにて行もやといひし小伯母をも年
おいすまけハ外より養子して家清せたりいたくて
兄乃病にくるむ辨て見世わりもちくしなり孫ハ人
日傭の人居なとし夜も孫す草履草鞋をつくり李
朝とく起て山に入業とりて兄乃ことくに繕りさせて
主人乃家よかへりて毎月夜りハ兄の田畑をも見めくり
なとしてかをそへ常まけハ明和七年二月に褒美を
して身自そこなくをあくこへ救まくに米とらせ

[illegible]

和泉國

○孝行者　堺奉行支配所　蔵屋敷町　町人日雇稼　長三郎　歳不知　元禄七年　褒美

○孝行者　御代官支配所　南郡下池田村　百姓　喜右衛門　三十四歳　宝暦十一年　御褒美

○孝行者　同支配所　同所　喜右衛門姉　きく　四十二歳　同時　御褒美

○孝行者　同支配所　同所　同　さえ　三十八歳　同時　御褒美

孝行者　同支配所　同所　同　ふり　三十六歳　同時　御褒美

奇特者　同支配所　日根郡尾崎村　庄屋　吉田九右衛門　五十歳　寛政四年　御褒美

奇特者　田安殿領分　大鳥郡深井中村　庄屋　外山安右衛門　四十二歳　寛政二年　褒美

奇特者 一橋殿領分 泉郡府中村 醫者 玄節 七十七歳 安永二年褒美

奇特者 同領 同所 玄節悴 尚水 四十八歳 同時褒美

孝行者 同領 泉郡坂本村 百姓末之丞娘 ちゑ 二十七歳 寛政二年褒美

孝行者 同領 大島郡長承寺村 百姓 七之丞 三十七歳 寛政三年褒美

孝行者 同領 同所 七之丞弟 忠之丞 三十歳 同時褒美

孝行者 岡部美濃守領分 日根郡市場村 無田百姓甚左衛門娘 もと 三十二歳 延享四年褒美

孝行者 同領 同所 同 せい 二十四歳 同時褒美

孝行者 同領 南郡加守村 百姓 七之丞 三十歳 宝暦二年褒美

孝行者 同領 日根郡幡代村 百姓 長四郎 四十八歳 安永元年褒美

孝行者 同領 日根郡大苗代村 百姓 権太郎 三十五歳 安永元年褒美

孝行者 同領 南郡沼村 百姓庄三郎娘 きよ 三十歳 安永二年褒美

孝行者 同領 同所 同 そよ 二十三歳 同時褒美

孝行者 同領 南郡尾生村 百姓 平之丞 三十七歳 安永二年褒美

奇特者 同領 南郡尾生村 百姓 吉三郎 三十五歳 安永二年褒美

孝行者 同領 日根郡上之郷村 百姓 六右衛門 三十七歳 安永三年褒美

奇特者 同領 南郡尾生村 百姓 八之丞 四十四歳 安永四年褒美

奇特者 同領南部尾生村 百姓 仁左衛門 四十一歳 安永四年褒美

孝行者 同領南部尾生村 百姓 吉左衛門 五十六歳 安永四年褒美

孝行者 同領南部尾生村 百姓 小右衛門 三十六歳 安永四年褒美

孝行者 同領南部小湫村 名田百姓 与右衛門 四十九歳 安永四年褒美

孝行者 同領南部岸和田村 名田百姓茂左衛門后家ちやう娘 いち 二十四歳 安永四年褒美

孝行者 同領日根郡安松村 百姓 権三郎 三十三歳 安永四年褒美

孝行者 同領日根郡嘉祥寺村 百姓七平娘 もり 三十一歳 安永四年褒美

奇特者 同領日根郡嘉祥寺村 名田百姓 五郎右衛門 七十八歳 安永四年褒美

孝行者 同領同所 喜右衛門娘 よつ 二十九歳 同時褒美

孝行者 同領同所 同 かん 二十五歳 同時褒美

孝行者 同領日根郡日根野村 百姓 重助 二十六歳 安永四年褒美

孝行者 同領日根郡中村 百姓 治七 二十六歳 安永六年褒美

孝行者 同領同所 治七妹 きさ 二十四歳 同時褒美

孝行者 同領南郡野村 名田百姓 新作 三十八歳 安永六年褒美

孝行者 同領南郡下松村 百姓仁左衛門妻 やよ 三十六歳 安永六年褒美

孝行者 同領岸和田城下濱町 仲仕 久七 四十一歳 安永七年褒美

○孝行者　同領岸和田城下濱町　町人桶屋　勘六　四十二歳　安永七年褒美

孝行者　同領同所　勘六妻　とめ　三十六歳　同時褒美

孝行者　同領同所　同弟　吉蔵(?)　二十八歳　同時褒美

孝行者　同領同所　同妹　さん　三十五歳　同時褒美

孝行者　同領岸和田城下濱町　町人蒲鉾屋　権兵衛　四十八歳　安永七年褒美

孝行者　同領岸和田城下濱町　町人大津屋　源蔵　三十六歳　安永七年褒美

孝行者　同領岸和田城下濱町　町人魚商　楳助(?)　三十七歳　安永七年褒美

孝行者　同領岸和田城下濱町　猟師　作次郎　四十五歳　安永七年褒美

孝行者　同領日根郡馬場村　百姓　甚助　四十一歳　安永七年褒美

孝行者　同領日根郡東長瀧村　百姓　善六　三十五歳　安永七年褒美

兄弟睦者　同領南郡野村　庄兵衛妹　さよ(?)　六十六歳　安永七年褒美

孝行者　同領南郡中村　同村百姓七郎右衛門後家　きよ(?)　二十九歳　安永八年褒美

奇特者　同領日根郡楠畑村　百姓五左衛門娵　かよ(?)　四十八歳　安永八年褒美

奇特者　同領日根郡畠中村　百姓　三九郎　二十六歳　天明元年褒美

奇特者　同領南郡上松村　百姓　善兵衛　五十六歳　天明二年褒美

奇特者　同領南郡上松村山下　百姓　七右衛門　四十一歳　天明二年褒美

孝行者　同領　南郡三ケ山村　百姓　久四郎　四十三歳　天明六年　褒美

孝行者　同領　南郡野村　百姓　惣七　三十四歳　天明七年　褒美

孝行者　同領　日根郡岡田浦　百姓網屋　四郎兵衛　四十七歳　寛政元年　褒美

孝行者　同領　南郡加守村　百姓茂左衛門倅　清七　二十七歳　寛政二年　褒美

孝行者　片桐主膳正領分　泉郡下條大津村　浦方　辰次郎　五十一歳　安永六年　褒美

奇特者　同領　泉郡北出村　百姓　武左衛門　七十一歳　安永六年　褒美

孝行者茂右衛門
孝行者こさく
孝行者さつ
孝行者娘里

南郡下池田村に百姓茂右衛門といふ者あり一男三女を
もてり姉乃名ハこさく次ハさつ末ハ里といへり母ハ故ありて去
離縁して又茂右衛門とそひけり享保十六年父の
茂右衛門病て死せし時に母よし四十六長兄まつり
四歳なりしかはまたいとけなき百姓なるに家族多く家
貧しかりしかは姉二人ハ年ことに人に仕へ人の世を

わつらひしが母病乃身となりしより姉二人ミ人つ
かはる〳〵出て仕へその孫娘をもて母をまもらす
おもむきくるみけり寛保三年乃時ふたゝび母中風乃
病を発て身いよ〳〵なやみけれバ茲右衛門もいや
成長し弟達ハ姉と弟に六人ゆゑ世のいとなミに
くるしきバ母乃なげきをて姉とおもを外によめらせ
むといへど老たる母をみすてかたくてよめらずありしか
ハあり孫と十年あまりまで紀ふ周郡加守村乃
清三郎といふ者の母まえて姉きわたをむかへ六七
年ありて郷須原村乃清七も姉かめをめとりて相

乃くまで我三人の婦外ゟやり其後も又我々の身ニをと
むかへまいらせと母にすゝめとありんにその時よりて
うけがひて後ハ母のんふりやそむかんとておふ人ぬさ
気うみ我を相手らりけるとしめ人ふ渡る人又ハあたり
みやこへ遣りさせて団子麦粉又ハ菓物や其外の
あまたハ川かりハくませて母ニまゐらせ遠き村まてうく
ともさま乃用をかく事なくその二日乃流ともめを
も一日ふあつまもいとなれても母をかへりみることを
さ村ま川のへし時ハ日ことに一二度もきつたうねやる
もいゝく母れ病ヘてゑんさとを仏神ま祈しこと数

なくしらて伊勢乃宮居に七度京なる愛宕山へ
五度吉野山の神ふも年々にまうて侍るに二三
年か間よふ七日詣なとしけるか寛延元年乃春妙阿
まうく山よ詣しゐくそのか病をいたハりしより
ふ萩右衛門ハ母を肩ひ婦ハつきそひ添て詣ける乃
さまへりの費ハ萩右衛門か耕作のいとまに日やとハれ
出しかつか弁償をなさくいたしおきしハ朝夕乃くひ
ものふも麦粉なとしあるハ道ふて人に物をもらひなと
せしまてその外神事佛事なとふハ物をこんといはれて
萩右衛門か背に負ひ婦と人か月一人ハ去てうひさきし时

ち暖にをそせてそうくゆきさけるまへて母乃合物を
剥て調し母の好しきものハなよそてもをとしもとめ
求ありとて母ハ母乃さかふせ我とにふなと退讓
まりをくてまゐる物なりけるといひ婦も身にむさとく
くひてよよといへハ寐食乃ころに飯をすゝせ婦かひてくまへ
夜又ハよる乃ことのも母ふいたよハりをそせ婦子ハたゝま
さしそを若ける冬乃ころハわかふてあたゝめなと
めんとすまてとんのまうなとく孫も母をいた中にハ孫も
せ婦其左右よ付とひて世話をゆけける母乃髪ハ萩右衛門
自汲つく日々にかひ朝夕の湯あそ足あらしふなと老

わきまへある人のいふにもいよ〳〵起外ニ便食事の時
なと婦弟してたすけ中風の病ありしハ膝のうへにのせ
はこひかたはしをしものゝまゝに喜ひぬ兼右衛門ハ常も
まめ百姓なりしか店屋奉公なとせる者ゆゑそへて
六七年さきより田一段あまりをゆつりうけ居屋鋪き
も此年の春ゆつりまゐらせけるに母のよろこひ斜ならす
ませめくく庄屋の次右衛門ハ酒なとももてめくまれ
しく彼是三月十二日兼右衛門か家にまね孫さし
か其家はつかに竪二間半横三間半ありしかそのわつかなる
その家よりもしろくなりしき母たちハ夢のうちに蒲団さし

家みなしめ次右衛門ハ母のいふにまかせてよろこひよ
愛物しきて焼き請しける酒肴なと贈りけるか
郷の志よふかくし母ハまた喜ひてことも孫にも見せける
ことなく婦ハ弟に弟ハ婦をとりやまひて見
弟の中もむつましかりき此事御代官よりきこえ
領主乃者又ハおとろきし信弟あるゆへ鋼鐵なとしける
りのかつ紀せしのいとまも有へきにもなく
家清三郎か妻のたちよハ祖父母かへりて母たと
かへりみしとなんその孫たちもあはれて姉弟
此人ほつく賞ありける事寶暦

十二年のことなり

孝行者勘六

勘六は岸和田城下浜町の桶屋なり。母はとく夫にわかれ
しの熊平といへる者に嫁して二男一女を産り。兄は
まなかちら勘六、弟は十次郎、次をさんといふ。熊平なく
なりて後、十次郎は人の養ひ子となりぬ。残る二人を
母連て七右衛門の家に来りて、若党としてなる子ともとして
里氏家に来まいらせける。勘六は十二、娘さんは八つ九つ
なりけるが、七右衛門家貧しくしてみづからの
宅地をも質に入しかば、勘六も里人に雇はれ

下部となりて十二年ほどありて家にかへりけるに
二十五六歳なりしかくて諸方にせわしはべれども
ことの服若をへしむしかうなるとかまへにもいひ出
さらに人ともあつく篤實にてまことに父子の
なりともむつまじかりしが、その七年ばかりさき
河合村の八郎兵衛といふ者のむすめに七右衛門桶の
身紀しけり。俄に中風の病おこりにしてさて家事をも
きまくさいて篤實にて
療治しよ業あらざるうけいは乃家のさきもいと
ふかくとめてさるむ事ともかしかりし事地病なりしに

左乃手足かなはすとも心ハかはらぬのなけきをも
物うさあまりにおもひやりと好多かりしと一向
少しても心ふ事なく萬門心よ海らせし或ハ
其のゝ四面を見めくらハんをもとめぬへしなと之へハ
身者宏濤ゝ背に物くせ師六ハ志ろへよつきまくか
ひ或そあくらちつきわよ行て見んもやなとあきれ
ものゝまゝにもたちひあつさ日ハ涼しさ本陰り
まくゆせなとしくろ七友出つ病守けれハ食事ハ
すゝめても手足のなへさても口乃中も心のまゝなうぬと
稚子よ物くるしかるく日にいくそひもんなくさく

くさまし寒きさ時もよき食物の冷さるやうにしてんをと
は寒常にもさき出たる物調へなとさせてもてしまいせ
お暑ふかくてハるんことをを思ひそのよろこきたりなふ
ほとの心きらせなし二便の時の起居をハ女乃手をかりあ
にくハんことも新しと見事も身ふちきしそうわさあ
つまくもうちもそて出まいをあふけ秋ハかなるなく
ちうぬ長さ病乃ことふまいは家の内の者とも座しも
ともまいハそのこらかちにみやまいハ勤ハうまいをさとし
てハふやうに凡世中に親ほと大切なる物ハなきと枚らし
なりんのうらハ今一すまひ何そっとしめよくしひ伽

たとへおさなきやとおとなしともせんかたなし命あらん
限ハ力をつくし御心のやすまるやうにこそあり
まれし弟かれ長き月日とおもひなさすあくことはなん
あまりふあるそれほとおもひよりて病ともたせく
へこさむら世をみなすくひ推うつまといふハ人の
やすくあるとハ我身のあるとおもひてゆめ〳〵かたを
さら何ひそとはよしめけまいらるしその志とかまし
り眼しろり勤六ハある時捨治右衛門といふ者の
もとよゆきて我家をくら孫かくゆきて両風も
さえかくし何まい父のいきかいの内よあしまま

はくりかへんとおもへとも力ひなきによるまく人のとよ
何をし一九三縁よくもゆそその力銀をたあく
まやしかともいけこうへさもとくら手をしよやせん
かくやとおもふハおくりそ我もすくいぬるに銀まるの
百五十匁にゐてまた其の事を申しそしてつきるるへさとそ
そのきまとハ清右衛門つ大工をとめしてその料をたくりし
めしに銀八百匁ものの代貴おなんとつふさあつて
小坂新田にある勘六の伯母葬孫左衛門と勘六の弟
忠田村の十二郎の方にゆきて相よろしかとわ
婦し孫母ことあるまて廿年かくの子亀くしあるく

とくして過き月より乃七の吉之助といへるものを
銀をかりて徳右衛門といふ大工にうり渡せ八百
二千匁にて借りありまめける次の年に出銀
ならりけれバかへるね百銀をそへかへしけるさて父ハ
安永六年よりうせしをもあけつひろき田地に
きたりして次の年来ぞうくを陽ふいまだより
十五年さきより七右衛門ハ清かふうせぬ母をさせる
病もなく家の内乃ことゆたかなりしが寛政元年
乃時ころより病につけるを兄弟ともに力をあはせ
し薬なとをあたへし文乃年三月にすぎぬ齢六

今ハ桶やふたりを幸吉助にゆづりてみづからは居
婦乃腰抱く事なくしてもさまでひとせつまた家
の内乃おさめかりしのとにあらひ人れ更まざれむ川
ましく吉之助も又父めやうにくる町乃内のことを
あつかひてもかとしく奇特なる者也とあり

攝津國

○孝行者 大坂町奉行支配所 北新町二町目 町人借屋住 七左衛門 歳不知 元禄七年御褒美

○孝行者 同支配所 同所 七左衛門妻 名不知 歳不知 同時御褒美

孝行者 同支配所 南本町上三町 同所町人借屋住 平左衛門 歳不知 同時御褒美

孝行者 同支配所 同所 同 傳左衛門 歳不知 同時御褒美

○孝行者 同支配所 橘通六町目 町人勝浦屋善太郎善兵衛伜清兵衛店 長太郎 十七歳 元文四年御褒美

◎孝行者 同支配所 同所 同娘 ゆく 九歳 同時御褒美

○孝行者 同支配所 橘通四町目 同伜 初五郎 七歳 同時御褒美

○孝行者　同支配所　同所　同娘　いち　十六歳　同時御褒美

○孝行者　同支配所　同所　同　ゆき　十五歳　同時御褒美

○奇特者　同支配所　農人橋材木町　町人粉川屋　伊兵衛　八十二歳　寛保三年御褒美

孝行者　同支配所　天満若井町　町人借屋住大和屋　熊次郎　十四歳　天明五年御褒美

孝行者　同支配所　同所　熊次郎弟　馬之助　十一歳　同時御褒美

○孝行者　同支配所　南問屋町　町人借屋住大和屋宗兵衛娘　かう　十五歳　寛政二年御褒美

孝行者　同支配所　天満一町目　町人播磨屋　源兵衛　三十一歳　寛政二年御褒美

孝行者　同支配所　同所　源兵衛父　大吉　六十六歳　同時御褒美

孝行者　同支配所　同所　同　源蔵　二十二歳　同時御褒美

孝行者　同支配所　同所　同妹　むめ　二十九歳　同時御褒美

孝行者　同支配所　同所　同　こめ　二十四歳　同時御褒美

孝行者　同支配所　同所　かね　二十歳　同時御褒美

孝行者　同支配所　吉原町　町人借屋住淡路屋伊兵衛娘　きよ　十五歳　明和七年褒美

孝行者　御代官支配所　兎原郡熊内村　百姓　伝三郎　四十三歳　寛政二年御褒美

孝行者　同支配所　西成郡下新庄村　吉田百姓吉助娘　志も　四十五歳　寛政三年御褒美

奇特者　田安殿領分　西成郡[illegible]村　庄屋　嘉右衛門　五十二歳　寛政二年誉

奇特者 松平遠江守領分 川辺郡上之嶋村 大庄屋 十右衛門 五十一歳 享保三年 褒美

孝行者 同領 尼崎城下中在家町 町人 佐兵衛 歳不知 享保十一年 褒美

孝行者 同領 尼崎城下中在家町 町人 清兵衛 二十三歳 享保十一年 褒美

孝行者 同領 尼崎城下中在家町 町人 三郎兵衛 二十一歳 享保十一年 褒美

孝行者 同領 尼崎城下中在家町 町人 治右衛門 四十七歳 享保十一年 褒美

孝行者 同領 川辺郡西難波村 無高百姓 新兵衛 三十三歳 元文四年 褒美

奇特者 同領 尼崎城下大物町 名主 与兵衛 歳不知 寛保三年 褒美

孝行者 同領 尼崎城下宮町 町人勘右衛門妻 かつ 二十六歳 延享三年 褒美

孝行者 同領 武庫郡西宮小濱町 無高百姓弥兵衛妻 きよ 三十八歳 延享三年 褒美

奇特者 同領 川辺郡塚口村 庄屋 権右衛門 六十六歳 寛延二年 褒美

奇特者 同領 菟原郡三条村 庄屋 源吾 七十三歳 宝暦三年 褒美

孝行者 同領 武庫郡西宮東之町 無高百姓 平六 二十五歳 宝暦十年 褒美

奇特者 同領 川辺郡東富松村 百姓 市郎兵衛 七十歳 明和二年 褒美

奇特者 同領 八部郡兵庫津湊町 百姓 津右衛門 死後 明和六年 褒美

奇特者 同領 同所 年寄 武右衛門 三十九歳 同時 褒美

奇特者 同領 武庫郡小松村 庄屋 武兵衛 五十二歳 明和七年 褒美

奇特者 同領 同所 村役人共 同時褒美

奇特者 同領 同所 頭百姓共 同断褒美

奇特者 同領 川辺郡塚口村 庄屋 十兵衛 六十六歳 安永元年褒美

孝行者 同領 川辺郡別府村 商人 伊兵衛 三十七歳 安永元年褒美

奇特者 同領 兎原郡中野村 庄屋 四郎兵衛 五十七歳 安永元年褒美

奇特者 同領 同所 年寄 半兵衛 四十六歳 同時褒美

孝行者 同領 尼崎城下大物町 町人 治郎兵衛 五十歳 安永元年褒美

孝行者 同領 尼崎城下風呂辻町 町人 久四郎 十一歳 安永元年褒美

奇特者 同領 川辺郡別所村 商人 八右衛門 歳不知 安永二年褒美

奇特者 同領 兎原郡小畑村 年寄 吉右衛門 六十八歳 安永三年褒美

奇特者 同領 川辺郡神崎村 庄屋 治兵衛 四十九歳 安永三年褒美

奇特者 同領 川辺郡荒牧村 庄屋 吉右衛門 六十七歳 安永四年褒美

兄弟睦者 同領 尼崎城下市庭町 町人形家伊助方 森蔵 十二歳 安永六年褒美

奇特者 同領 武庫郡東大島村 庄屋 九右衛門 六十一歳 安永六年褒美

奇特者 同領 八部郡坂本村 庄屋 彦右衛門 七十二歳 安永六年褒美

孝行者 同領 尼崎城下築地町 町人日雇稼仁左衛門娘 せつ 二十二歳 安永六年褒美

孝行者　同領　武庫郡時友村　無田百姓　忠兵衛　二十四歳　安永六年褒美

奇特者　同領　川辺郡別府村　庄屋　清右衛門　七十歳　安永七年褒美

奇特者　同領　豊原郡小浜村　庄屋　伝次郎　七十三歳　天明元年褒美

奇特者　同領　豊原郡森村　年寄　伝兵衛　七十二歳　天明元年褒美

奇特者　同領　川辺郡東富松村　年寄　三郎右衛門　六十八歳　天明元年褒美

奇特者　同領　豊原郡小畑村　庄屋　又兵衛　六十七歳　天明二年褒美

風俗宜者　同領　川辺郡西難波村　庄屋　新六　三十二歳　寛政元年褒美

風俗宜者　同領　同所　年寄共　同時褒美

風俗宜者　同領　同所　惣百姓　同時褒美

孝行者　同領　川辺郡塚口村　無田百姓勘四郎娘　さよ　四十四歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　尼崎城下築地町　町人　安兵衛　三十六歳　寛政二年褒美

農業出精　同領　川辺郡荻野村　惣百姓　寛政二年褒美

孝行者　同領　川辺郡東難波村　無田百姓仁兵衛妻　志保　四十四歳　寛政二年褒美

孝行者　保科越前守領分　豊島郡上津下村　百姓　市郎兵衛　四十一歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　能勢郡長谷村　百姓伝左衛門妻　かや　三十歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　川辺郡岩屋村　百姓　孫三右衛門　三十八歳　寛政三年褒美

奇特者　同領　川邊郡戸ノ内村　元田百姓備前屋伜　太郎兵衛　四十四歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　川邊郡戸ノ内村　百姓　市十郎　二十六歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　川邊郡栗津村　百姓伊十郎弟　利八　三十二歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　川邊郡酒井村　百姓新太郎二男　作七　二十四歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　川邊郡酒井村　百姓　市次郎　三十二歳　寛政三年褒美

○

孝行者　能勢筑前守知行所　能勢郡地黄村　百姓　政八　三十一歳　天明七年褒美

孝行者　同知行所　能勢郡下田尻村　百姓与三兵衛娘　かと　二十四歳　寛政元年褒美

孝行者長太郎

孝行者とく

孝行者初太郎

孝行者いち

孝行者まさ

大坂橋通四町目乃町人勝浦屋太郎兵衛といふものゝ子
五人乃子あり兄ハ長太郎とて十七歳次ハいちとて
十六歳次ハまさとて十四歳次ハとくとて九歳末
ハ初太郎とて七歳になりける其中に長太郎
ハ養子なりしか家名を淡路屋といふ妹乃とくを奥

しておなし六町目にすみける桂屋か父の太郎兵衛回船に積のせし荷物をうりて代なし破船してうせたりと欺きたる科によりて元文三年十一月より三日さらしして獄門にかけらるへきむね仰渡されしに日数のうち五人のもの町奉行所へ打つれゆきて我ら五人の命をめして父か罪をゆるさせ給へといひ出けるさま孝心の誠せちなるよし見えしかは城代太田備中守かくと聞えあけしに次のとし三月大嘗会の大赦によりて父か死罪をなためられ重追放に行はるる五人の者とも事

旌ておくゆるし賜はりけり

孝行者かう

大坂南問屋町にかうといへる女あり養母のさまといふもの病にふしけるを一人にてかひかひしくいたはりまゐらせ其暇ある時は己か業をもはけみて勤めんをはくみて養ひけるかかひもなく天明八年月うせぬかくて後も養母の教をまもりて家業をともけに稚なけひふも立交り孫にはおもしろくいさなひまゐらせなく常に夜ふくるまてわさをいとなみ朝夕の食物も香の物一品にかきり自身をつま

やうにせし家をかざり物をかひもとめおひめもなく御
も人乃情にむつまじくなりき母乃一周忌にも寺
かはらひありて相借屋をしのびに人もうちの衆をまね
くりあやしの食事を設け近所乃者を我かたに
よびてもてなし佛名を唱へさせ菩提所にも詣て
人乃うきつらき事をもいとはずつとめけるにいとゞなさけ者と
いひ女乃身とむかしよりかふるまひ跡しとて町奉行小
田切土佐守松平石見守よりゆるされよてかくし寛政二年
正月かつかの十五歳乃时銀賜りて御褒美あり
き

孝行者志も

志もハ西成郡下新家村乃百姓吉太助か継子也母のかん
氏太助に再嫁せし时具し来りけるか二年まへより
き絶に伊之清とかいふものを聟にまねきて志もにめあは
せたりしにより随つきて田畑もかりしかとも伊之清も
人乃田を小作し志もハ日傭乃業をいとなミ丈婦力を
あはして二親を養ひ継父の太助ハ病者なるゆへけ
しきなきすゝむに牛を使ひて耕をとらせとよくし農
業乃外他事なく田畑に出ても耕作に怠らさるのミを
みまもりつきそひてなく志もまてかつ罵りけるかとふ

人みな笑ひて雷太助とよひ童部の遊びにも例
しさき事なとしても雷太助とそいひあへりけるか年の
伊之康も力の及ふかきりはよく諸人のためにかきを
ゆくゝゝ心にかなはん事を求めけるにや四人の子
なとも持しかそて十七年先に出奔しぬ母ハ其比より
病かちにありしか太助も腰いたみて世渡りのわさかなハ
さりけれは遂に村人ともに一人の農事をかたらひて
老母弟ゝ年を迎へぬとこそきゝたれとおもほしぬる
人の事かなし親の心をとりなしてみつから出行ぬへし
そも身のいひ甲斐なきをいとひて父母の名をたてん

もとよりかくて身比まてにてあるなそ中くやさきを
まてともへて此まゝ過さるへし娘ハむやとして十二歳次ハ
なるを八歳又次ハ九之助とて四歳末ハいまた二歳
なりしかはいかにも力を尽してとも父母を養ひ遂ん事
何よと案せしと思ひとりて妹やをいひ次のは其の村人に
年を限ての奉公させるなとも又大坂まかりて奉公させ
ぬ九之助ハ八歳ゆへおさなきをいそハおさなき事ハさせて
のみ見るもあはれかくて十四歳になるまて色々なとも四年さ
きに年季の奉公に出しやうやくかくて家内をもちて
妻ハ人に雇はれ夜ハ縫針をいとなみて世渡りもなせし

けるかやとひ手間の勤も営業なしかはやとふ人も
又多かりけるを朝ハとく起て食物を調へ昼ハ必帰りて
飯をすゝめ業をなして雇ひ手間の日数終りて帰りぬれは
其粮も己か心のまゝにて得へきある又昼のまかなひて人
に得ぬ人しき事あらハ家の勝ちに二親をかへりみ和
知しき中ハよくも醫薬すゝめハ食物なともて好これ
を求めあたへ二便の穢をとりあつかひ志を盡しくも諸る
まとふく扱ひけり寛政元年六月十四日の比より風をけ
しくありて三四日か間やむことなかりしに粮を降けく
きなハ水出て堤のさきんとしもやかてし病める親

をいたすへき用意をへさわなりとて里の内にて
も光林寺といへるハ地たかき所なりしかは物をも小
屋をかりて二親を移をうに果して近辺の荻神
川なともとて加須村といふ所の堤をくつし己か村にも
水溢れて床のうへまて湛へしかとも孫ての事ま
よかりしかハ難なく父母をまもり又折々しき十二月十
八日の事なるに志をも雇に出さりしに夜そいて
しもあやまちて火桶の火よりや燃つき家の内焼
とかりけるを二親ともに病あるとひかつハ老の身此村
けるへさ力もなくあきてまとひしを走とかとより

乃老をも詫来りて必かくして二人を母とうけ出し
かり志のもたせかへりて此ほど母に仕へりされと二
親乃あはこともなきなみくなろ物ちのなさ清り茶
をとらひ来りてすゝめそのうち火を取へるものふじのひ
てれ此ひけるさ母を孫彦をまゐらせてこ母みる人ことに
感しあへりまた父は吳石より年すさましく七よの母なり
後ふたつのまゐらせ志に感して訪ひ来る人ともに志もの年
比乃孝養のにあらすして更に娘とも物わくすなと
かゝ母分しくなん丈に別まゐらして十六年の間いさ
さゝかも怠る事なく仕へけるか太助は同二年正月

七十三にてうせ母も七十にてそれ九月なくなれり
太助は今ひのきはふも志をふむひて実の親なり
ぬるを季月深切なりし孝養の於て仰まゐらかりし
とて賞をあまた世為に清くたまはりれしの事
此代官羽倉権九郎出すあふれし次乃此しの
二月に銀給ありて其孝を称まて給へりき

孝行者政八

政八は熊勢郡地黄村の百姓吉右衛門か子なり母を
ゆくえふひ身を林蔵といひしか父と身は大工乃業を
なして耕作の事は政八にのこせさせとそれはかきそて

かたらして若葉をとゞめ三人の者を養ひける
家貧しくて、いとまなき中にも朝ハ母を助なく
食物を調へ食後のとりおさめよくみつからなし夕
も必ず帰りて母乃労にかはりて手さ仕業をいたす
かし母よろこばしめていさゝかにても父母乃やましき
ことなき時ハ農業又ハ外乃用事をもなし
うちて母抱まいらせて寝しよりつねにおこたらず扱ひ
奉れども父母ハ老ぬるにおぼえつゝみて孝を愛し
政八にハ情ふかく孫根もせずして母ハ力をなえて
言葉多くさ者ゆへ林苑のあやまちなきも政八は
罪せらるべく罵るをいさゝかも言葉をかへさずすみなん已ゝ
あしきまでも其を和らげくそいひまぎらける事を
多田院に満仲權現乃御陵ありけるとさあれど此
人を屑ひけるに政八も農事乃暇ある時にて五十
日ゝ間雇まいらせぬ多田院までハ道乃ほど二里ばかり
まつ東ふかく国崎村より一庫村まで一里よりは
険阻乃山左右より迫りて道細くして谷川
その間をながれ岩さへ猪猿もまゝあるへくして
桃根乃あるひハ花をさゝげ往来乃人も稀
あるを風雨の厳しきをも秋冬のころまで多田

院を出て一夜もさらに父母のかたはらを朝夕まもり
明暮かしつく事二十余年一度もかく
おこたる事なかりしハ見る人あやしみの感しあひてかくと
地頭に告しまうしぬ褒美の銭あたへられしハ天明
七年三月の事なりき

孝義録巻之一